

# 山梨市運輸事業者支援金 申請要領

令和5年2月6日

## 【趣旨・目的】

新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰により、経営に支障が生じている運輸事業者を支援するため当該事業を営む者に対し、事業の用に供する車両の台数に応じて、予算の範囲内において、支援金を交付します。

## 【交付額】

1 ページ 「3 交付額」 のとおり

## 【募集期間】

受付開始 : 令和5年2月 6日 (月)

受付締め切り : 令和5年3月20日 (月) ※郵送の場合は当日消印有効

## 【申請方法】

原則郵送による申請 ※新型コロナウイルス感染防止のため

## 【申請書類提出先・問い合わせ先】

〒405-8501 山梨市小原西 843 山梨市役所商工労政課

電話 : 0553-22-1111 (内線 2362・2363) Fax : 0553-23-2800

e-mail : shokorosei@city.yamanashi.lg.jp

問い合わせ受付時間 平日 午前9時～午後5時

## 1 交付対象事業者

事業者区分		法令
貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法第2条第2項
	特定貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法第2条第3項
	貨物軽自動車運送事業	貨物自動車運送事業法第2条第4項
旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	道路運送法第3条第1項第1号ロ
	一般乗用旅客自動車運送事業	道路運送法第3条第1項第1号ハ

- 山梨市内に営業所を有し、令和5年1月1日時点で、上記の事業者区分による貨物自動車運送事業又は、旅客自動車運送事業を営んでいること。
- 法人事業者は、直近の決算期において、当該事業に係る法人市民税の申告があること。
- 個人事業者は、直近の確定申告等において、当該事業に係る収入申告があること。
- 納期が到来した市税に未納がないこと。
- 山梨市暴力団排除条例第2条の各号に該当しないこと。

## 2 支援対象車両

- 「1 交付対象事業者」で定める営業所に令和5年2月1日時点で実在する事業用(緑ナンバー又は、黒ナンバー)自動車両。ただし、自動二輪車、小型特殊自動車及び被けん引車及び、自走できない車両を除く。
- 自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内営業所であること。
- 申請日時点で自動車検査証が有効期限内であること。

## 3 交付額

事業者区分	支援金の額
①一般貨物自動車運送事業	1台あたり50,000円
②特定貨物自動車運送事業	1台あたり50,000円
③貨物軽自動車運送事業	1台あたり30,000円
④一般貸切旅客自動車運送事業	1台あたり50,000円
⑤一般乗用旅客自動車運送事業	1台あたり30,000円

※上記事業者区分の事業を複数営んでいる場合には、それぞれ申請可。

ただし、①と②が重複する場合はいずれかの事業。

## 4 申請書類一覧

以下の資料をご用意いただき、提出してください。

- (1) 山梨市運輸事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
  - ・申請書は、交付決定した後に請求書として取り扱いますので、修正等がないよう記入をしてください。
- (2) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業のいずれかの許可証の写し又は貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し。（山梨運輸支局が発行する証明書可）
- (3) 山梨市運輸事業者支援事業車両内訳書(様式第2号)
  - ・(1)の申請書兼請求書に記入した車両台数欄の数、自動車検査証の数が一致していることを確認してください。
  - ・休車となっている車両は対象外です。
- (4) 支援対象となる全車両の自動車検査証の写し
  - ・(3)の車両内訳書で記入した台数分の自動車検査証の写し
- (5) 同意書兼誓約書(様式第3号)
  - ・必ず一読していただき、署名押印をお願いします。
- (6) 支援金の振込先が確認できる通帳の写し
  - ・(1)の申請書兼請求書で記入した振込先口座の通帳見開き箇所の写真
- (7) チェックリスト
  - ・各項目毎に書類が整っているか確認し、申請者チェック欄に☑を付けてください。
  - ・申請書と一緒に提出してください。

## 5 申請書の入手方法

※市ホームページからダウンロードして頂くか、下記までご連絡いただければ郵送します。

市ホームページ内検索から

運輸事業者支援金

検索

または



山梨市役所 西館3階 商工労政課 商工労政担当

電話 0553-22-1111(内線 2362)

## 6 申請期間

令和5年2月6日（月）～令和5年3月20日（月） 当日消印有効

## 7 申請方法

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、原則として申請は郵送での受付とさせていただきます。

封筒の表面に「支援金書類在中」と朱書きしてください。

また、郵送時のトラブル防止のため郵便追跡が可能な書留郵便等をおすすめします。

なお、郵送料は、申請者様の負担となります。

## 8 申請先・問い合わせ先

〒405-8501 山梨市小原西843

山梨市役所 商工労政課 商工労政担当 電話：0553-22-1111(内線2362・2363)

e-mail：shokorosei@city.yamanashi.lg.jp

問い合わせ受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

※なお、ご提出いただいた資料で支給要件のすべてを確認できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。